

# 自転車には 「普通自転車」と「普通自転車以外の自転車」

それぞれに違うルールが適用

## 普通自転車とは、

1. 車体の大きさ：長さ190cm以内、幅60cm以内
2. 車体の構造：4輪以下
3. 側車：つけていない
4. 運転者以外の乗車装置を備えていない（幼児用座席は除く）
5. ブレーキが、走行中容易に操作できる位置にある
6. 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部が無い
7. 他の車両をけん引して無い



普通自転車は、一般に使用されている自転車や電動アシスト自転車など該当

普通自転車のメリット：普通自転車であれば、例外的に歩道の通行が可能

## 普通自転車以外の自転車の注意点

1. 普通自転車以外の自転車は、歩道通行不可
2. 歩道を通行する必要がある場合、  
自転車から降りて押して歩く、歩行者扱い。
3. 側車付きの自転車やけん引している自転車は、  
たとえ押して歩いたとしても歩行者とみなされない。

